

流山市出産・子育て応援給付金事業

流山市では、国の交付金を活用して令和5年3月1日からすべての妊婦や子育て家庭の相談に応じ必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援給付金事業を開始しました



ホームページ

伴走型相談支援	経済的支援
妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく妊娠・出産・育児のサポートを行うために、妊娠の届出時から面談や継続的な情報発信、随時の相談受付等を実施	出産・子育てにかかる経済的負担を軽減するため、妊婦の方に出産応援給付金（5万円）、子どもを養育される方に子育て応援給付金（5万円）を支給

支援の流れ

① 妊娠の届出

保健センター等で妊娠の届出時（母子健康手帳交付時）に保健師・助産師等と面談を実施します。

➔ 面談後に出産応援給付金の申請書をお渡しします。

② 出産応援給付金の申請

申請書類を子ども家庭課宛に郵送、または窓口へ提出してください。

③ 妊娠7、8か月頃アンケートの実施

妊娠7・8か月頃にアンケートが送付されますので、回答のご協力をお願いします。

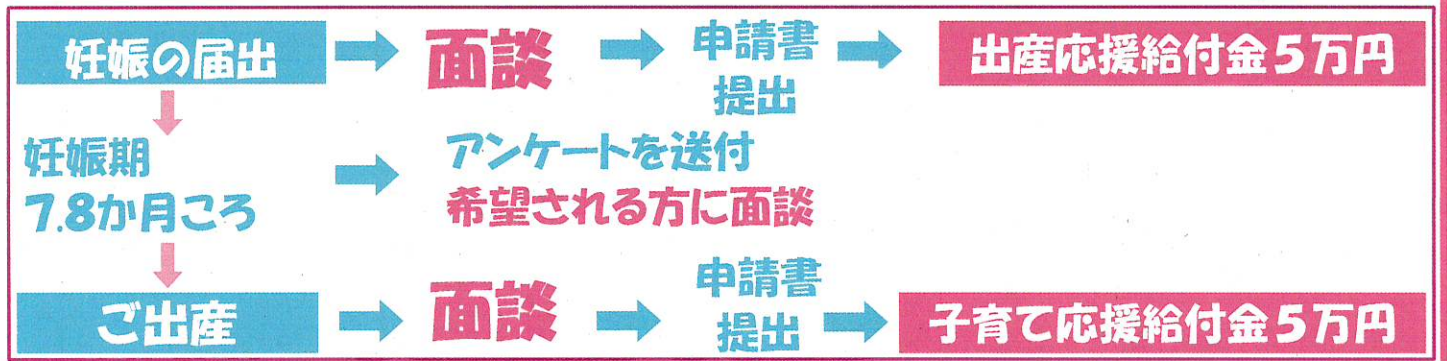
④ 出産後、こんにちは赤ちゃん訪問または新生児訪問の実施

出生の届出後、概ね4か月以内に保健師等がご自宅に訪問し面談を実施します。

➔ 面談後に子育て応援給付金の申請書をお渡しします。

⑤ 子育て応援給付金の申請

申請書類を子ども家庭課宛に郵送、または窓口へ提出してください。



給付金支給対象者

申請時点で流山市に住民票があり、他の自治体応援給付金（現金やクーポン等）の支給を受けていない方で、以下に該当する方

- ・ 出産応援給付金（妊娠1回につき現金5万円）：令和5年3月1日以降に妊娠の届出をした妊婦
- ・ 子育て応援給付金（子ども1人につき現金5万円）：令和5年3月1日以降に出生した子どもの養育者

経過措置として、令和4年4月1日から令和5年2月28日までに妊娠の届出をした妊婦及び、出生した子どもの養育者の方も支給対象となります。詳細は市ホームページをご確認ください。



ホームページ

お問い合わせ先

面談など 伴走型相談支援 に関すること	流山市役所 健康福祉部健康増進課（流山市保健センター） TEL：04-7154-0331（代表） TEL：04-7170-0111（妊婦さん相談専用ダイヤル）
給付金の振り込み 記入方法に関すること	流山市役所 子ども家庭部子ども家庭課 TEL：04-7150-6082（代表）